

# 令和8年度墨田区教育委員会会計年度任用職員採用選考案内

令和8年1月14日  
墨田区教育委員会

この採用選考は、墨田区教育委員会の会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

本選考は、申込書の提出をもって採用希望者として登録され、会計年度任用職員の雇用の必要が生じたときに、任用するために行うものです。

## 1 募集概要等

|        |   |
|--------|---|
| 職種     | 事務補助（教員補佐）  |
| 職務内容   | 学習プリントの印刷・配布準備等の授業準備の補助、その他教員の負担軽減を図るための業務  |
| 資格・経験  | 不要  |
| 採用予定時期 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで<br>※ 上記の期間内で必要に応じて随時採用します。<br>※ 長期休業期間（春季休業、夏季休業、冬季休業）中の勤務はありません。<br>(採用例)<br>①令和8年4月6日から令和8年7月20日まで（夏季休業期間前まで）<br>②令和8年9月1日から令和8年12月25日まで（冬季休業期間前まで）<br>③令和9年1月8日から令和9年3月25日まで（春季休業期間前まで）<br>※ 勤務成績が良好な場合、再度の任用を行う場合があります。 |
| 勤務予定先  | 墨田区立小学校又は中学校  |

## 2 受験資格

- (1) 国籍、年齢は問わない
- (2) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

(注) 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

### 3 選考方法

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 内 容     | 書類選考<br>(※ 必要に応じて、面接を行う場合あり) |
| 結 果 通 知 | 合格者のみに随時連絡。                  |

### 4 申込手続等

採用選考受験申込書を、下記まで郵送または持参してください。

申込みは随時受け付けています。

|     |   |
|-----|---|
| 申込先 | 墨田区教育委員会事務局指導室（区役所11階）<br>〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20<br>TEL 03（5608）6307（直通）<br>※ 持参の場合は、平日午前9時から午後5時までにお願いいたします。 |
|-----|---|

### 5 報酬等（令和8年1月現在）

|              |  |
|--------------|--|
| 報酬           | 【参考】週29時間勤務した場合<br>月額 約169,000円（地域手当含む）  |
| 手当に相当する報酬等   | 期末手当・勤勉手当等<br>※期末手当・勤勉手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。<br>※その他、通勤手当に相当する費用弁償あり             |
| 勤務時間         | 月曜日から金曜日（8時00分～16時45分）までのうち、週29時間以内。   |
| 休暇等          | 年次有給休暇が付与されます（勤務条件により、付与日数が異なります。）。<br>そのほか、慶弔休暇等があります。                          |
| 社会保険の適用      | 地方公務員等共済組合法等に基づき、対象となる場合は加入することとなります。<br>加入要件：勤務時間が週20時間以上かつ雇用期間が2か月を超える。（学生を除く） |
| 受動喫煙防止のための措置 | 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所がある場合あり）  |

### 6 採用選考受験申込書記入上の注意

(1) 黒又は青のペンもしくはボールペンで記入してください。

(2) 現住所及び郵送先

マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。

(3) 學歷欄

最終学歴（現在）及びその前まで記入してください。

(4) 職歷欄

正規、臨時（アルバイト）を問わず記入してください。

(5) 資格・免許欄

保有している資格・免許を記入してください。

(6) 郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書きしてください。

## 《参考》

### 地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 【区役所案内図】

